

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (勅力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
ミャンマー	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とミャンマー 連邦政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な 1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機 会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	407,000千円 (H19年度 37,000千円) H20.3.31まで (H20年度 187,000千円) H21.3.31まで (H21年度 110,000千円) H22.3.31まで (H22年度 73,000千円) H23.3.31まで	H19.6.28 ネービー ドーで (同日)	日本側 小田野展丈在ミヤ ンマー大使 ミャンマー側 ソー・ター 国家計画・経済開発大臣	H19.7.9 395号
ミャンマー	中央乾燥地植林計画のための贈 与に関する日本国政府とミャン マー連邦政府との間の交換公文	中央乾燥地植林計画を実施するために必要な植林に 必要な生産物及び役務の供与	61,000千円 H20.3.31まで	H19.6.28 ネービー ドーで (同日)	日本側 小田野展丈在ミヤ ンマー大使 ミャンマー側 ソー・ター 国家計画・経済開発大臣	H19.7.10 402号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。